
平成30年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年10月25日（木）午後1時30分～午後1時54分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（17名）

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会 長 | 19番 | 我孫子武二 |
| 会長職務代理者 | 18番 | 三浦泉 |
| 委 員 | 1番 | 半田守 |
| 〃 | 2番 | 天野勇一郎 |
| 〃 | 3番 | 二瓶宏男 |
| 〃 | 4番 | 尾出弘子 |
| 〃 | 5番 | 高橋京一 |
| 〃 | 6番 | 小山京子 |
| 〃 | 7番 | 板垣文一 |
| 〃 | 8番 | 三嶋秀二郎 |
| 〃 | 9番 | 畠山義信 |
| 〃 | 10番 | 杉村昭宏 |
| 〃 | 11番 | 千葉連悦 |
| 〃 | 12番 | 畠山明美 |
| 〃 | 13番 | 尾形徳夫 |
| 〃 | 14番 | 澁谷幹男 |
| 〃 | 15番 | 伊藤登喜子 |

4 欠席委員（2名）

| | | |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 16番 | 斎田洋一 |
| 〃 | 17番 | 佐々木信幸 |

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第19号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第6 報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 日程第7 議案第19号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について
- 日程第8 議案第20号 農用地利用集積計画の審査について
- 日程第9 議案第21号 農用地利用配分計画（案）について

6 説明のため出席した職員

| | |
|--------------------|---------|
| 農業委員会事務局長（書記） | 太 田 浩 二 |
| 農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長 | 鎌 田 裕 之 |
| 農業委員会事務局主事 | 猪 股 雅 敬 |
| 加美町農林課農業振興係主査 | 越 後 靖 之 |

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第7回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 今日は非常に天気のいい日でございます。第7回定例総会に出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。先ほど事務所で尾形委員とお話をいたしました。稲刈りが今日と明日で終わりだということでしたが、私の中では彼らの稲刈りが終われば、加美町の稲刈りはすべて終わりだというふうに考えております。今年は異常気象、悪条件の中での稲刈り、さらにはコンバインの不調により3週間以上かかってしまいました。そういう中でも豊作であれば非常に心強いんですけども、見かけ倒しの稲で、今年の作は嫁子だというふうに言っておりました。どういふことかは皆さんもご承知かとは思いますが。見た感じはよかったですけれども、私のは細く非常に残念でした。

先月の定例総会で、台風21号、台風24号が来まして、かなりの風害を受けました。私自身も70アール以上のネギを作っているんですけども、稲刈り最中に休んで手直しを行いました。今年の秋の収穫は私にとって非常に辛い作業でございました。異常気象に対する対応、対策は我々農業者にとっては限界がございますが、それこそ避けては通れない大きな課題であるというふうに考えます。

本日も皆さんの慎重な審議をお願いいたしましてあいさついたします。よろしくをお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は17名です。16番 齋田洋一委員、17番 佐々木信幸委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、14番 澁谷幹男委員、15番 伊藤登喜子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮

りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第19号 非農地証明書の交付について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第19号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第19号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年10月25日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第19号

登記簿 田 現況 雑種地。外1筆、面積157㎡。

昭和58年7月25日付け宮城県（古農）指令第431号で農地法第4条転用許可を受け、駐車場用地としたが、地目変更登記を行わず、現在に至る。

登記簿 田 現況 山林。面積576㎡。

国土調査前は田であったが、その後にスギの植栽を行い現在は森林となっている。

以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第19号を終了いたします。

日程第5 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年10月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第20号

賃貸借の合意解約通知受付

10月1日受付 地目 田、地積1,377 m² 外1筆
(基盤強化促進法)

10月1日受付 地目 田、地積936 m² 外47筆
(基盤強化促進法)

10月1日受付 地目 田、地積1,021 m² 外6筆
(基盤強化促進法)

10月1日受付 地目 田、地積1,021 m² 外2筆
(基盤強化促進法)

10月1日受付 地目 田、地積1,016 m² 外14筆
(基盤強化促進法)

10月1日受付 地目 田、地積195 m² 外13筆
(基盤強化促進法)

以上、83,591.52 m²の合意解約について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第6 報告第21号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、報告第21号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第21号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了

報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成30年10月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第21号

工事完了報告書

9月18日受付 第5条

居宅建築、29年10月25日許可。30年4月28日完了。

10月1日受付 第5条

居宅建築、30年2月23日許可。30年7月5日完了。

10月5日受付 第5条

太陽光発電設備設置、30年5月25日許可。30年9月27日許可。

10月9日受付 第5条

家庭菜園、30年7月25日許可。30年10月5日許可。

工事進捗状況

9月28日受付 第4条

物置兼作業場建設、29年6月23日許可。30年9月28日現在の進捗率0.0%。

以上5件の工事進捗状況、工事完了報告書について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第21号を終了いたします。

日程第7 議案第19号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第19号、農地法第3条の規定による別段の面積の設定についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（太田浩二事務局長） 議案第19号、農地法第3条の規定による別段の面積の設定について。このことについて、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定をしたいので審議されたい。平成30年10月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

本案件は、全体会において、検討を重ねてきたものであります。提案理由をご説明申し上げます。農地の権利取得にあたっては、農地法第3条第2項第5号で、取得後の農地面積が50アール以上となることが要件となっております。本年3月に国土交通省が農地付き空き家の手引きを発表し、農のある暮らしを求める都市から

の移住希望者を呼び込もうとする方策を示しました。町議会6月定例会において、このことについて議員より一般質問があり、空き家に付属する農地に別段の面積を定めてはどうかとの提案を受けました。国土交通省の手引きや先例を参考にしながら検討してきた結果、いわゆる空き家バンクに登録された農地に限り、別段の面積を1アールとするものです。空き家問題、遊休農地解消、新規就農のため、空き家に付属した農地については、取得の下限面積を減らし、これら問題の解決に取り組むものです。なお、事務については取扱基準を定め運用してまいります。

ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい、8番 三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） 先ほど提案理由の中で、都市からの移住という文言で説明がありましたが、必ずしも都市からの移住でなくてもいいのでしょうか。

*事務局（太田浩二局長） 空き家解決という形になれば、都市からだけではなく近辺からの移住でも構わないと考えています。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第19号、農地法第3条の規定による別段の面積の設定についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、農地法第3条の規定による別段の面積の設定については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第20号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第20号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第20号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年10月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

22ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借62件、使用貸借2件の計64件でございます。

番号1から番号64までのすべての案件につきまして、農地中間管理事業を活用した貸借でございます。

番号1、渡人、A氏。受人、B社。申請地は、下多田川字松久保一番の田、外24筆。面積、34,639㎡。農地中間管理事業の活用のため公社へ賃貸借をするものでございます。

番号2から番号64までの案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上、64案件で田1,225筆、面積1,062,269.68㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第20号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9号 議案第21号 農用地利用配分計画（案）について

*議長（我孫子武二会長） 議案に入ります前に、説明者として加美町農林課 農業振興係、越後主査に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

〔 農林課職員 入室 午後1時49分 〕

*議長（我孫子武二会長） 日程第9、議案第21号、農用地利用配分計画案についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第21号、農用地量配分計画案について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。平成30年10月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

122ページをご覧ください。詳細は農林課担当よりご説明いたします。

*農林課（越後靖之主査） 加美町役場、農林課の越後と申します。農業委員の方々には日ごろから大変お世話になっております。本日、風邪気味でお聞き苦しい点もあるかとは思いますが、説明させていただきます。

申請番号1番及び申請番号2番については、移転を受ける者が同一法人であるため一括で説明させていただきます。

申請番号1及び申請番号2、移転を受ける者、加美町下多田川の農事組合法人Cでございます。申請農地については、田1,214筆の計1,047,588.68㎡で、期間は10年間となっております。使用貸借分は、田3筆の計1,043㎡で、期間は10年間となっております。移転を受ける者である、農事組合法人Cの経営面積でございますが、平成30年8月に設立したため、経営面積はございません。構成員は37名でございます。

続きまして、194ページをご覧ください。申請番号3、移転を受ける者、加美町下狼塚のD社でございます。申請農地については、田8筆の計14,654㎡。権利移動の種別は賃貸借で、期間は10年間となっております。移転を受ける者であるD社の経営面積でございますが、83,623㎡。労働力は2人でございます。町で配分計画案を作成するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求めることになっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に越後主査には退席いただきます。

[農林課職員 退室 午後1時53分]

*議長（我孫子武二会長） これより、議案第21号、農用地利用配分計画案の審査について採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、農用地利用配分計画案については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第7回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年10月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 澁 谷 幹 男

署名委員 伊 藤 登 喜 子